

従業員の皆様へ

株式会社ジャパンプロスタッフ  
代表取締役 金子 春行

## ストレスチェックの実施について

平成26年6月に施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」等に基づき、平成27年12月より適用開始された「心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」と言う。）」を正社員ならびに衛生委員会を設置しているJPSの事業所で、週30時間以上の勤務を行っている準社員及び派遣社員を対象に実施致します。

定期健康診断と同様、毎年1回の実施が義務付けられていますので、対象者全員が必ず受検するようお願い致します。

### 1. 実施する目的

各自のストレス値を部署・部門ごとに集計・分析（組織診断）することで、ストレスの高い部署・部門については、仕事の質と量に見合った人員配置や職場環境の改善、長時間労働等を是正し、働きやすい職場づくりを目指します。また、個々人のストレスへの気付きを促し、メンタル不調者の発生を未然に防ぐことも目的のひとつです。

### 2. 個人情報の保護

国の指針により、受検者のストレスチェック結果等の個人情報については、本人の同意がない限り、会社側は見ること触ることもできません。実施に際しては、外部事業者（産業医、保健師等の医療資格者）に実施者を委託することで更なる個人情報保護の徹底を図ります。

### 3. 職場診断について

外部事業者（産業医・保健師等）により、受検者のストレス値を部署・部門ごとに集計を行います。職場単位でのストレスの傾向や特徴、ストレスの高い部署、低い部署などの集団分析を実施し、管理部にて職場診断を行います。なお、職場診断では、個人のデータ等は会社側に一切知られることはありません。個人の特定ができないように、少人数（受検者数が10名以下）の部署の場合は、同部門内の他部署と合算した数値で診断を行います。組織診断の精度を高めるためにも、できる限り全対象者が受検して頂きますようお願い致します。

### 4. 第3回ストレスチェック実施の概要（予定）

実施期間	<u>平成30年8月16日（木）～8月31日（金）</u>
外部委託先	株式会社ヘルスウエイブ（本社：京都府）
実施者	代表実施者 株式会社ヘルスウエイブ 担当保健師 共同実施者 各事業所担当産業医（高崎営業所、柏営業所、本社、西宮営業所）
実施事務従事者	営業推進部 ストレスチェック担当

実施方法 同封の、ストレスチェック調査票（青の封筒）の設問に回答いただき、返信用封筒で本社衛生管理者宛てにご返信ください。  
受領した回答は、本社から株式会社ヘルスウエイブへ転送します。  
（回答結果を会社で確認することはありません）。

受検しなかった場合 受検は任意です。罰則等はありません。ただし、受検をしなかった場合、実施者から再度別に定める日程で受検するようメールが届きます。最終的に、受検しなかった場合、氏名が営業推進部に開示されます。

高ストレス者面談 一定水準以上のストレス値となった方へ、実施者から産業医面談を受診するようメールか封書が届きます。希望者は、ストレスチェック担当者（03-5719-7123）に申出てください。受診は個人の自由ですが、生活習慣や働き方を見直すいい機会ですので、できる限り受診するようにお願いします。なお、高ストレス者面談では、就業制限（休業、残業禁止など）の要否の判定を産業医にして頂きます。

会社としましては、皆様が安心して働ける職場づくりを目指し、ストレスの原因を探り、職場環境の改善を図っていく所存ですので、対象者全員がストレスチェックを受検して頂きますようお願いいたします。

以上